

概要版

厚木市 地域福祉計画 (第6期)



厚木市

～ 見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり ～

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。
ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨 (P5~16)

1 計画策定の背景と課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響から人と人との接触の機会を控えたことなどにより、地域における住民同士のつながりが薄れ、社会的に孤立してしまう人が生じやすくなっていることから、見守り活動や地域における居場所づくり、地域で支え合う人づくりを改めて推進する必要があります。
- (2) 65歳以上の高齢者においては、令和7(2025)年に5人に1人が認知症をり患し、85歳以上では約4割にのぼるとされています。
- (3) 重層的な支援体制に向けた分野を超えた包括的な相談支援体制の構築を進めていくことが大切になります。
- (4) 令和2(2020)年に策定した厚木市成年後見制度利用促進基本計画についても、本計画の一部に新たに位置付け成年後見制度の利用の促進を図ります。
- (5) 必要な福祉サービスを的確に把握した上で、地域で支え合う取組を進めます。

2 計画の位置付けと性格

- (1) 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に定める成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を包含して策定
- (3) 再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画を包含して策定
- (4) 福祉分野の共通事項を定める計画
- (5) 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- (6) 第10次厚木市総合計画の個別計画
- (7) SDGsの推進を図る計画

3 計画の期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年計画とします。

4 計画の対象者

高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人、犯罪や非行をした人など、全ての人々を対象としています。

5 計画における地域の捉え方

「地域」…区域を限定せずに、「おおむね市域」という広い範囲を指します。

「地区」…15の地区にある地区市民センターごとの区域を指します。

6 計画の推進体制

医療、保健、福祉など、様々な分野における有識者などからなる「保健福祉審議会」や、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行う「地域包括ケア推進会議」、活発な地域福祉活動を展開している「地区地域福祉推進委員会」、地域福祉の推進役として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる「社会福祉協議会」、権利擁護の普及・啓発を進める「権利擁護支援センターあゆさぽ」とともに、計画の推進を図ります。

また、地域住民や民間事業者、ボランティア団体などとの市民協働により様々な施策に取り組んでいくとともに、国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

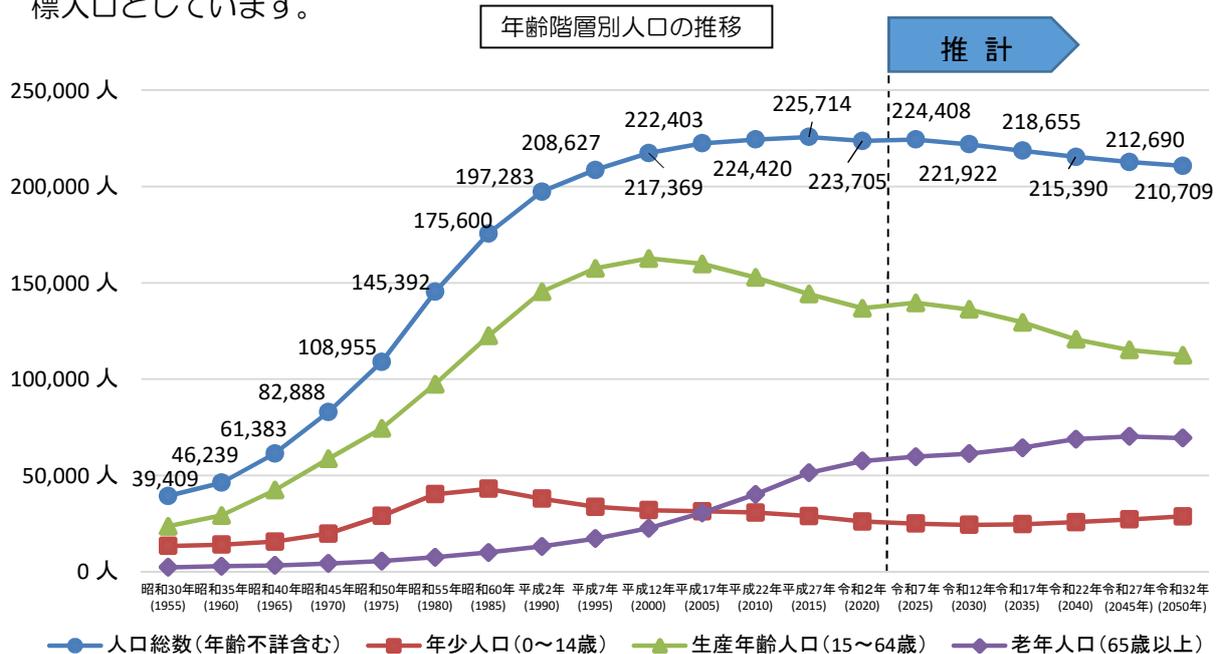
第2章 本市の状況 (P17~40)

1 人口構成

人口総数が令和2(2020)年の国勢調査において、前調査を下回る223,705人となり、調査以降で初めての人口減少となりました。

年少人口(0~14歳)は昭和60(1985)年以降緩やかに減少し、平成17(2005)年に老年人口(65歳以上)とほぼ同数となりました。生産年齢人口(15~64歳)は平成12(2000)年以降減少に転じていますが、老年人口(65歳以上)は一貫して増加を続けています。

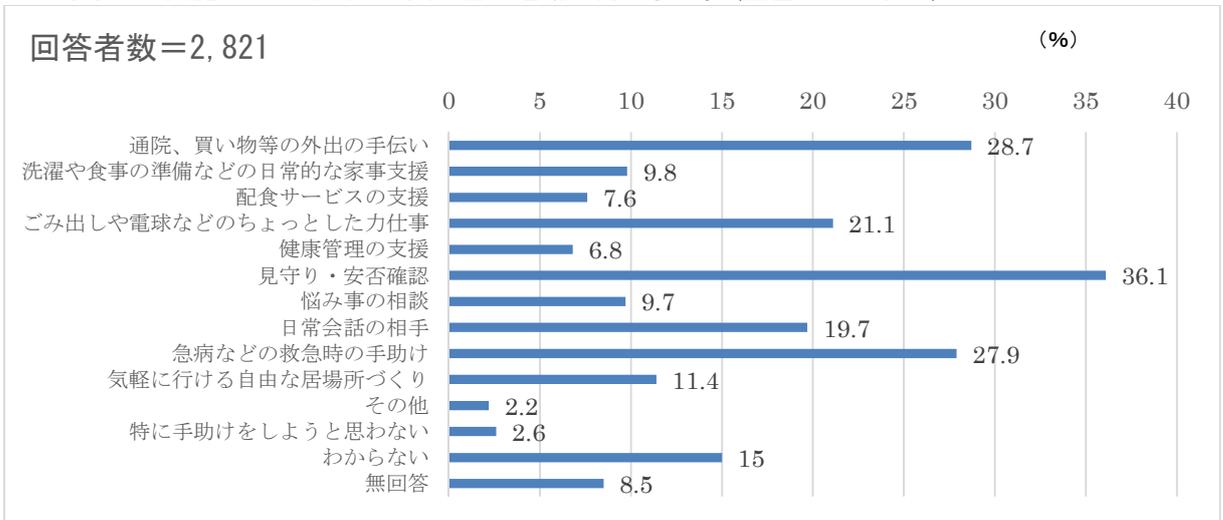
厚木市人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇、20歳代、30歳代の定住促進・転出抑制等、取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計を本市の将来展望とし、目標人口としています。



2 地域福祉をめぐる状況

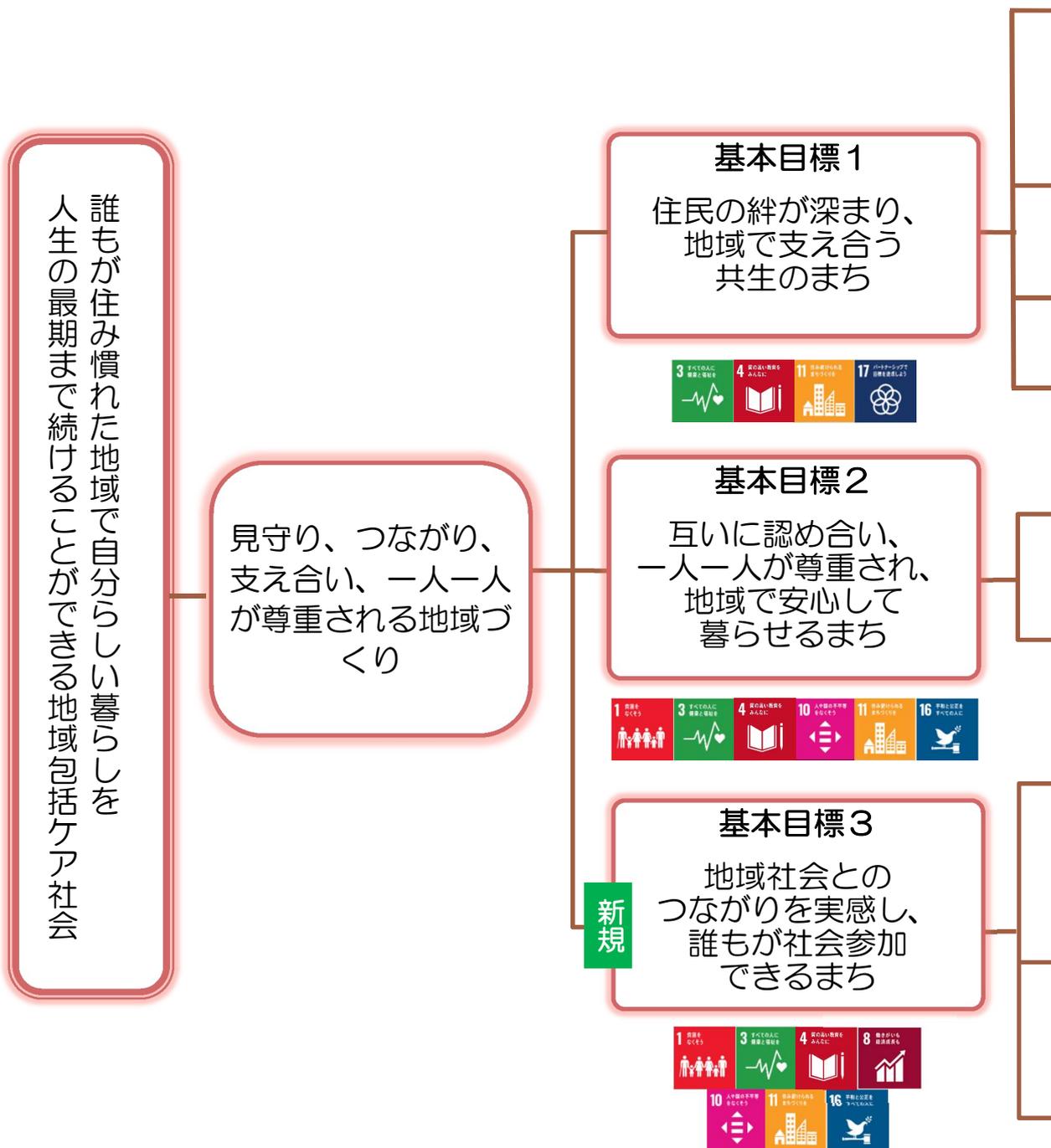
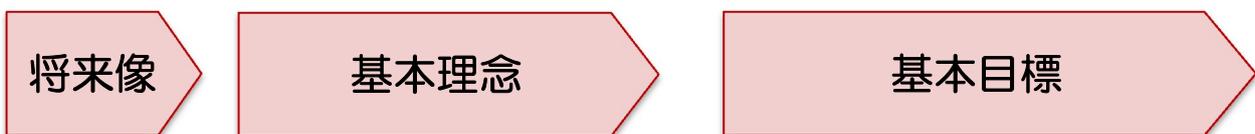
令和4(2022)年度に実施した調査の結果、浮かび上がった課題、地域福祉に求められている必要な取組などについて検証しました。

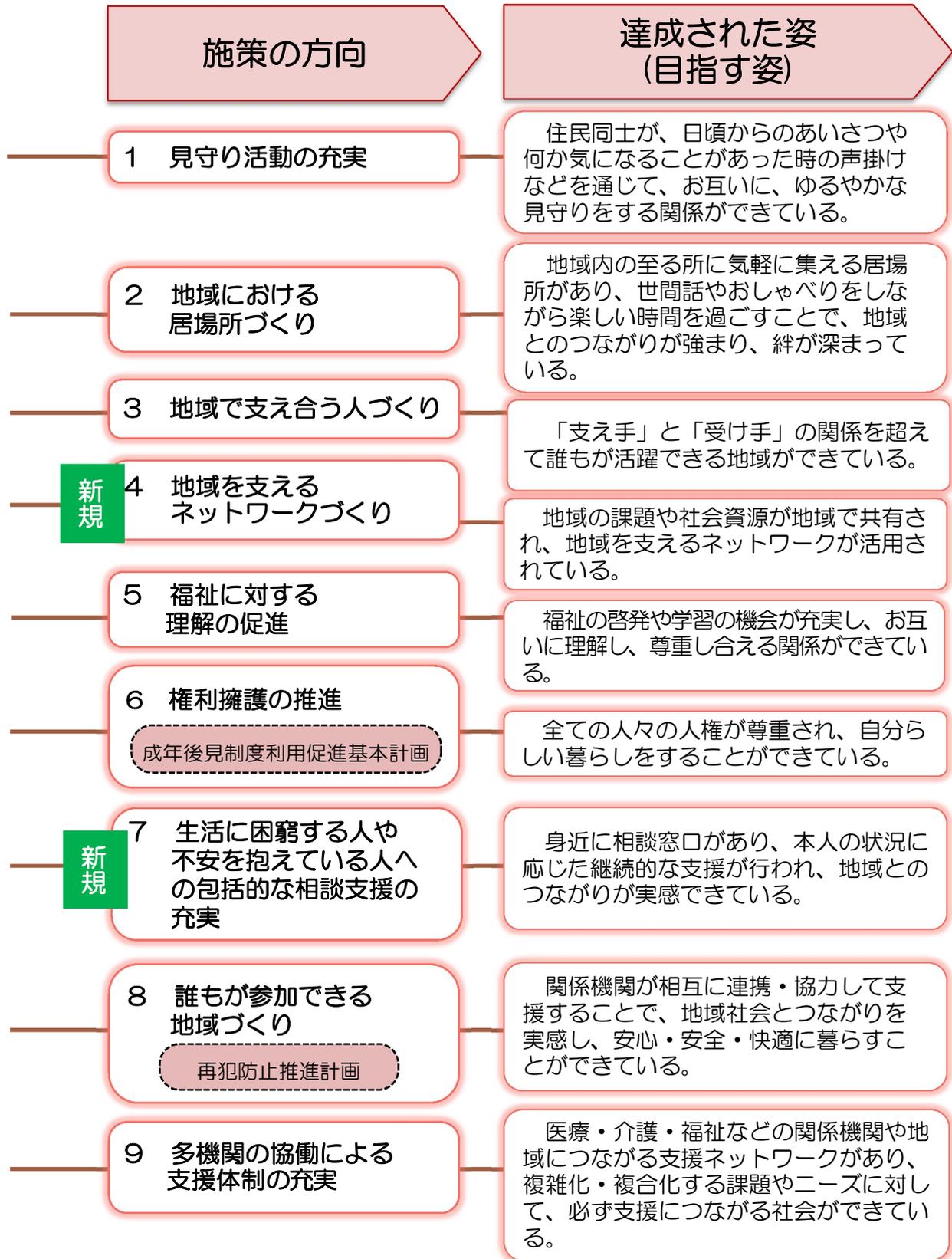
■ あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。(回答は3つまで)



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

第3章 計画の目指す姿と全体像 (P41~48)





第4章 施策の展開 (P49~78)

基本目標 1

住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 1

見守り活動の充実

現状と課題

- 市民意識調査では、地域包括ケア社会の実現に向けて必要と思われる取組について、「一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実」が必要な取組であると回答した人の割合が最も高い結果になっています。
- 地域で暮らす全ての人々が、それぞれの立場を超えて見守りの主体となることが期待されます。

主な取組

1 地域住民による見守り活動の更なる推進

- (1) 近所での声掛けや、いつもと違うことがないか、お互いに様子を気に掛けることから始め、日頃から適度な距離感を持った、地域住民による、ゆるやかな見守り活動の推進
- (2) 日常生活で家族等介護者の方等が、いつもと違うことはないか、「気づき」を感じられた際に、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などに速やかに連絡できる相談窓口の周知・啓発
- (3) 日頃からの顔なじみの関係を築き、災害発生時の避難行動に支援を必要とする人に対する近所同士の助け合いによる支援活動の推進
- (4) 見守り活動についての更なる理解の促進

2 新たな見守り活動の取組

- (1) ICT（情報通信技術）を利用した新たな見守りサービス導入を推進
- (2) ヤングケアラー、8050問題などをいち早く発見する体制づくり

3 民間事業者との地域見守り協定の充実

- (1) 地域見守り協定の更なる充実及び通報後の関係機関との連携による迅速な対応
- (2) 迅速かつ適切な見守りに向けた協定締結事業と見守りの事例検討などの実施

施策の方向 2

地域における居場所づくり

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から事業の開催回数や参加人数が減少しました。対象者や状況に応じた開催方法などの検討が必要になっています。
- いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域の人とつながりを持ち、誰もが身近に顔を出せる場所があることが必要です。

主な取組

1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援

- (1) 地域住民にとって、身近な居場所の周知
- (2) 地域住民が日常的に集える居場所づくりの支援

- (3) 気軽に居場所に参加できる環境づくり
- (4) 子ども食堂などを実施するNPO等と協力した居場所づくりの支援
- (5) 市内の公共施設などのクールシェアスポットを利用した誰でも気軽に利用できる居場所づくりの支援
- (6) 地域における居場所となる仲間づくりの支援

2 地域住民が集える通いの場の開催

- (1) ミニデイサービス、サロンや茶話会などの開催
- (2) 誰でも気軽に参加しやすい通いの場の開催

3 誰もが活躍できる場や機会の創出

- (1) 生きがいや社会参加につながるサークル活動などの充実
- (2) 得意分野をいかした、地域での活動の場や機会の創出

施策の方向3

地域で支え合う人づくり

現状と課題

- 地域での日頃からの助け合いや支え合いの活動は、地域で暮らす全ての人々により進めることが重要ですが、担い手が一部の地域住民に偏ってしまい、その人々への負担増加が懸念されます。
- 日頃から地域の中で顔の見える関係をつくり、誰もが自分のできる範囲内で参加、協力し合える環境づくりをすることが求められています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- (1) 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える認知症サポーターの養成
- (2) 地域において子育てに関するアドバイスをするボランティア、子育てアドバイザーの育成
- (3) 地域福祉に携わる自治会長、民生委員・児童委員活動の負担軽減などの環境づくり及び担い手の育成

2 地域で支え合う仕組みづくりの支援

- (1) 地域住民ができる範囲で行うボランティア活動の推進
- (2) 地域支え合い活動の周知・啓発
- (3) 地域における支援を必要とする人の個別課題の解決を図る地域福祉コーディネーターの充実
- (4) 地域における介護予防・生活支援サービス提供体制の整備を推進する生活支援コーディネーターの充実
- (5) 認知症に関する相談のほか、介護・福祉などの総合相談窓口として何でも相談できる地域包括支援センターの充実・強化
- (6) 民生委員・児童委員などの地域の担い手不足解消のための具体的方法の検討
- (7) 障がい者の多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの充実・強化
- (8) 担い手不足の解消のため、地域の実情を踏まえた継続的な担い手確保の検討

施策の方向4	地域を支えるネットワークづくり
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会情勢やライフスタイルの変化により生活様式や価値観が変わる中で、地域の多様な主体が福祉活動をする必要があります。 ○ 地域における問題に、気づき、つなげ、解決できるネットワークを構築することが必要です。 	
主な取組	
<p>1 様々な主体によるネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 向こう三軒両隣などの、ゆるやかな見守り活動によるネットワークの推進 (2) 地域において相談支援機関がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる包括的なネットワークの構築 (3) 地域住民や各組織に個々の主体の役割などの周知・啓発 (4) 属性や世代を問わない居場所などを利用した地域のネットワークづくりの推進 (5) 自主防災隊、民生委員・児童委員などによる災害時における避難行動要支援者に対する更なる避難連携強化 <p>2 地域の特性に合ったネットワークづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第二層協議体機能を融合した地域が自ら考え解決に向け、決定、行動出来る組織の検討 (2) 多様な主体の交流を深め、地域での最適なネットワークづくりを構築 (3) 地域で不足している社会資源や地域の課題をネットワークの力で解決できるよう、顔の見える関係性の構築 (4) 地域の相談支援機関、福祉サービスを実施しているNPOなどを地域に浸透させるためのマップの作成及び周知 (5) サポーター制度導入による、地域の担い手確保の検討 (6) 地域の特性に合った、災害時における避難誘導ネットワークの検討 	

基本目標 2
互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち

施策の方向5	福祉に対する理解の促進
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者も障がい者も、地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会を実現するため、地域住民一人一人が老いることや障がいがあることへの理解を深めることが重要です。 	
主な取組	
<p>1 理解を広めるための普及活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症の症状とその対処法・支援体制などの情報をまとめた「認知症ケアパス」などの配布 (2) 障がいを理解するためのガイドブックの配布、障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」の配布 (3) 認知症についての市民普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施 (4) 心のバリアフリーの理解の促進 (5) 看（み）取りに対する理解を広めるための講演会などの開催 	

(6) 児童・生徒や若い世代を対象にした福祉教育の実施

2 理解を深めるための啓発活動の実施

- (1) 車椅子や加齢に伴う身体機能の低下を体験することができる福祉体験教室の実施
- (2) 認知症サポーター、子育てアドバイザー、心のバリアフリー推進員の養成
- (3) ヤングケアラー、8050問題などの早期発見、支援に向けた研修会などの実施
- (4) 認知症サポーターが地域で活躍できる仕組み（チームオレンジ）づくり
- (5) 高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設などでの地域交流事業の実施
- (6) 地域における世代間交流事業の実施
- (7) オレンジサポート企業団体認証制度の推進

施策の方向 6

権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

現状と課題

- 認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者、障がい者が増加するとともに、家族関係の希薄化もあり、判断能力の不十分な人の権利と利益を擁護し支援する成年後見制度の需要が高まることが見込まれます。

主な取組

1 権利擁護に関する早期発見相談窓口の充実

- (1) 権利擁護、成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援窓口の機能充実
- (2) 権利擁護支援センターあゆさぼ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの連携強化
- (3) 多様な気づきから早期発見につなげるための成年後見制度の理解の促進、権利擁護支援センターあゆさぼの周知・啓発

2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止

- (1) 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進
- (2) 児童相談所との連携強化
- (3) 虐待防止へ向けた啓発活動の充実
- (4) 要保護児童等に対する適切な対応に向けた関係機関との連携強化
- (5) 児童虐待の防止、早期発見の取組の実施

3 成年後見制度の利用が必要な人への支援

- (1) チーム支援強化及び保健・医療・福祉のほか司法を含めた地域連携ネットワークの強化
- (2) 市民後見人の育成・活躍支援及び法人後見受任体制の更なる充実
- (3) 本人を中心とした意思決定支援の推進
- (4) 市長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業などの推進
- (5) 金融機関等の関係機関と連携した成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・早期支援

基本目標 3

地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち

施策の方向 7

生活に困窮する人や不安を抱えている人への
包括的な相談支援の充実

現状と課題

- 経済的な課題や、社会的な孤立などの様々な課題を抱えた支援を必要とする人の相談支援に当たっては、心身や世帯の状況、地域社会との関係性などにかかわらず包括的に受け止め、早期に問題解決につなげていくことが必要です。

主な取組

1 包括的な相談支援の充実

- (1) 包括的相談支援体制の充実
- (2) 相談支援包括化推進員の適切な配置
- (3) 生活困窮者自立相談支援窓口の機能強化
- (4) 地域包括支援センターや障がい者相談支援センターによる総合的な相談支援の充実
- (5) 福祉まるごと相談窓口（社会福祉協議会）の充実
- (6) 様々な問題を複合的に抱えている相談者に対する包括的な問題解決に向けて、各相談支援機関などによる重層的支援会議の開催

2 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援

- (1) 自立に向けた相談支援事業の充実
- (2) 就労準備支援事業の充実
- (3) 住宅確保が困難な人への居住支援の拡充
- (4) 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携

施策の方向 8

誰もが参加できる地域づくり 【再犯防止推進計画】

現状と課題

- これまでの福祉制度は、高齢者や障がい者、子どもなどを対象として、個別の分野ごとに展開されてきましたが、近年は、経済的な問題や社会的な孤立、日常生活に関する問題などが複雑化・複合化し、生活に困窮しているケースが多く見受けられます。

こうした課題を抱えている人に対しては、これまでの福祉サービスを活用しながら、地域のつながりや支え合いの中で、支援につなげることが求められています。

- 犯罪をした人の中には、出所後、住居や就労先がないなどの様々な理由から再び犯罪に手を染める人が多くなっています。犯罪や非行をした人の社会復帰を支援し、再犯防止の取組を推進する必要があります。

主な取組

1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援（同章 施策の方向7の再掲((5)は除く)

- (1) 自立に向けた相談支援事業の充実
- (2) 就労準備支援事業の充実
- (3) 住宅確保が困難な人への居住支援の拡充
- (4) 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携

(5) 障がい者に向けた身体の残存機能を利用した軽作業を行う場の創設

2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備

- (1) 公園、公共交通、歩道などのバリアフリーの促進
- (2) 移動手段の確保、利便性の向上
- (3) 生活利便施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が不足している地域に対し、生活利便施設の立地を促進
- (4) 買い物支援の充実

3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組

- (1) 様々な課題を抱えた支援を必要とする人に対する適切な福祉・保健医療サービスの利用促進
- (2) 居住支援協議会との連携による住居確保の支援
- (3) 就労確保に向けた関係機関との連携強化
- (4) 協力雇用主登録の周知・啓発
- (5) 地域住民が一丸となった社会を明るくする運動の実施
- (6) 保護司などの民間協力者や関係機関と連携した、犯罪や非行の未然防止のための広報啓発活動の実施
- (7) 保護司などのなり手不足の解消に向けた啓発活動
- (8) 保護司、更生保護女性会などの活動支援
- (9) 更生保護サポートセンターの運営支援

施策の方向 9

多機関の協働による支援体制の充実

現状と課題

- 超高齢社会に突入し、ヤングケアラー、8050問題など課題が複雑化・複合化し、解決することが困難なケースや制度の狭間から生じる課題が増えています。
- 支援に対するニーズも多様化し、住民の様々な不安を解決するためには、医療・介護・福祉などの分野の連携だけにとどまらず、重層的支援に向けた多機関の協働による包括的支援体制を構築することが必要です。

主な取組

1 多機関協働による包括的支援体制の構築

- (1) 重層的支援体制整備事業の実施に向けた支援の実施
- (2) 相談支援包括化推進員を中心としたスムーズな多機関協働による支援体制の構築
- (3) 地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの機能連携
- (4) 地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の充実
- (5) ヤングケアラー・コーディネーターの活用
- (6) 顔の見える関係づくりを進める研修会などの開催
- (7) ヤングケアラー、8050問題などの相談支援体制の確保

2 多職種（医療・介護・福祉）の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進

- (1) 在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保
- (2) 在宅医療、介護関係者の連携の強化
- (3) 本人や家族の希望（在宅や介護施設）に応じた看（み）取りの推進
- (4) 認知症、介護予防に向けた指導者、団体の育成
- (5) 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用のための関係機関の勉強会開催等による連携強化

第5章 施策の進捗を測る指標（P79～83）

本計画で位置付けた9の施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向1 見守り活動の充実				
取組1 地域住民による見守り活動の更なる推進				
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合	30.8%	—	40.0%	—
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%
見守り活動の周知啓発回数	—	15回	30回	45回
取組2 新たな見守り活動の取組				
ICT（情報通信技術）を利用した新たな見守りサービスの導入	検討	検討	検討	実施
取組3 民間事業者との地域見守り協定の充実				
地域見守り協定締結事業者数（累計）	75団体	78団体	80団体	85団体
施策の方向2 地域における居場所づくり				
取組1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援				
地域住民が主体となった居場所の箇所数（団体数）	205団体	350団体	355団体	360団体
取組2 地域住民が集える通いの場の開催				
地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合	36.8%	—	45.0%	—
各地区の地域福祉推進委員会が実施する各種事業の開催数	1,477回	1,700回	1,800回	1,900回
取組3 誰もが活躍できる場や機会の創出				
老人保養施設等利用助成券の利用件数	17,244件	23,910件	26,300件	28,930件
老人憩の家の利用者数	88,613人	102,000人	104,000人	106,000人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向3 地域で支え合う人づくり				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
地域での支え合い活動について、見守りを実施したいと思う人の割合	35.4%	—	40.0%	—
子育てアドバイザー登録者数	323人	330人	335人	340人
取組2 地域で支え合う仕組みづくりの支援				
地域ボランティア養成講座の開催地区	2地区	3地区	4地区	5地区
ボランティアセンターにおける登録数	71団体	72団体	73団体	75団体
シルバー人材センター会員数	998人	1,040人	1,045人	1,050人
施策の方向4 地域を支えるネットワークづくり				
取組1 様々な主体によるネットワークづくり				
地域の担い手サポーター制度の導入	—	検討	検討	実施
取組2 地域の特性に合ったネットワークづくり				
避難行動要支援者個別計画書作成者数	1,718人	1,800人	1,830人	1,860人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向5 福祉に対する理解の促進				
取組1 理解を広めるための普及活動の実施				
地域の障がい者に対する理解があると思う人の割合	64.6%	—	73.8%	—
認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の参加人数	203人	400人	450人	500人
ヘルプカードの配布枚数	554枚	630枚	660枚	700枚
心のバリアフリー啓発回数	1回	5回	7回	10回
障がい者理解に関する職員研修への参加者数	158人 (動画配信含)	100人	100人	100人
取組2 理解を深めるための啓発活動の実施				
認知症サポーター受講者数（累計）	18,025人	19,300人	20,100人	20,900人
地域版チームオレンジの結成数	2チーム	6チーム	7チーム	8チーム
ヤングケアラー、8050問題研修会開催数	1回	2回	2回	2回
施策の方向6 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する早期発見相談窓口の充実				
権利擁護支援センターあゆさぼの新規相談受付件数	250件	290件	310件	330件
取組2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止				
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合	20.5% (R5年)	—	19.0%	—
子どもの虐待防止のための周知啓発事業	—	15回	15回	15回
取組3 成年後見制度の利用が必要な人への支援				
市民後見人選任数	4人	3人	3人	3人
法人後見を受任できる社会福祉法人数	2法人	2法人	2法人	3法人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	計画目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向7 生活に困窮する人や不安を抱える人への包括的な相談支援の充実				
取組1 包括的な相談支援の充実				
地域包括支援センターにおける総合相談件数	52,172件	56,600件	58,600件	60,600件
福祉まるごと相談受付件数	173件	180件	190件	200件
施策の方向8 誰もが参加できる地域づくり				
取組1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援				
自立支援相談支援事業の新規相談件数	387件	500件	500件	500件
就労準備支援事業の利用者数	12件	14件	14件	14件
生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援の参加者数	10人	12人	12人	12人
取組2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備				
高齢者施策に関して、交通手段の整備を望む高齢者の割合	31.8%	—	31.0%	—
取組3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組				
厚木警察署管内の再犯者率	49.9%	46.0%	45.5%	45.0%
社会を明るくする運動の参加者数	120人	650人	670人	690人
施策の方向9 多機関の協働による支援体制の充実				
取組1 多機関協働による包括的支援体制の構築				
重層的支援会議開催案件数	4件	10件	15件	20件
地域福祉コーディネーターの活動件数	2,188件	2,500件	2,700件	2,900件
地域ケア会議の開催数	28回	60回	70回	80回
多職種研修の参加人数	253人	270人	300人	330人
取組2 多職種(医療・介護・福祉)の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所(介護施設・障がい者施設)に就労した人数	52人	60人	65人	72人

用語集

〈あ行〉

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technologyの略で、インターネットやパソコン・スマートフォンなどの技術を使った技術です。

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法に規定する市町村老人福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、市における高齢者福祉の基本的な計画です。

また、介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。

厚木市障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としています。

厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづ

くりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

意思決定支援

認知症や障がいなどにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

NPO（非営利組織）

Non Profit Organizationの略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

〈か行〉

核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚の子どもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする事業主です。

居住支援協議会

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

クールシェアスポット

エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うのがクールシェアです。「クールシェア」に賛同する企業・団体、個人が地域で気軽に集まって涼むことのできる場所です。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子ども数の数に相当します。

高齢化率

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいいます。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

子ども食堂

子どもたちに対して無料または低額で栄養のある食事を提供する取り組みのことで、経済的な理由や、家族揃ってご飯を食べることが難しい子どもたちに対して、温かい食事を提供する場としてだけでなく、地域住民のコミュニケーションの場です。

〈さ行〉

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といいます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

重層的支援会議

支援関係機関との情報共有について本人同意を得たケースについて、支援プランの内容等を支援関係機関で協議するなど、支援を円滑に行うための会議です。

重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

障がい者相談支援センター

地域の障がい者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持していくために、障がい者等の相談を受け、心身の状況や必要な支援等を把握し、地域における適切な機関や制度の利用につなげる支援等を行う地域包括ケア社会の実現に向けた地域の中核的施設です。

生活困窮者の自立促進に向けた相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成 25 年 12 月に成立し、この法に基づき平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援事業が始まりました。生活に困窮している方や、将来的に生活に困窮するおそれがあり、自立した生活を送ることが難しい方を対象に支援を行っています。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者のことです。主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

相談支援包括化推進員

相談者等が抱える課題の把握、各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等を行う推進員です。

〈た行〉

第二層協議体（協議体）

支え合いの地域づくりを検討する場です。協議体は、第一層協議体と第二層協議体があります。

第一層協議体は全市的な課題を検討する場、第二層協議体は地域の課題を検討する場です。

第二層協議体だけでは解決できない問題を、第一層協議体にあげて議論します。

団塊の世代

戦後の出生数が各年 250 万人を超えた第一次ベビーブーム（昭和 22（1947）

から昭和24（1949）年の期間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア社会の実現に向けた中核的な機関です。

地域見守り協定

神奈川県や市と民間事業者の間で協力協定を締結し、協定締結事業者が業務を遂行する中で、玄関等に新聞や郵便物がたまっているなど、日常生活において異常が感じられ、住民の生命の危険が予見される世帯について、市や警察に通報し、孤立死・孤独死等のおそれがある場合に適切な支援につなげる体制を構築する取組です。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターステップアップ講座を受講した人を中心とした支援者をつなぐ仕組みです。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市で担っています。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

〈な行〉

日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括支援センターを設置している10地区を基本に区分したものです。

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

〈は行〉

8050（はちまるごーまる）問題

高齢化した親（80歳代）が引きこもりの中高年の子ども（50歳代）を支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

バリアフリー

もとは建築用語で、高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。

伴走型の支援

支援者と相談者が継続的につながり関わりながら、相談者の状態の変化に寄り添い、課題を解きほぐす支援をいいます。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る施設です。

〈ま行〉

ミニデイサービス

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者などを対象とし、地区地域福祉推

進委員会を始めとした地域住民の方々により、地区市民センター等で、介護予防、自立支援の視点から創作活動や趣味活動、配食サービスなどを提供する取組です。

向こう三軒両隣

自分の家の向かい側の3軒と左右の2軒の家。日本では古くから親しく交際する近くの家の意味で使用されている言葉です。

〈や行〉

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

要介護・要支援認定

介護保険の給付を受けるために、被保険者が「要介護状態」や「要支援状態」に該当するかどうか、該当する場合どの程度かを保険者である市が認定するものです。

「要介護状態」とは、身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態をいい、「要支援状態」とは、要介護状態の軽減・悪化防止のために支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態をいいます。



厚木市地域福祉計画（第6期）
令和6（2024）年4月

発行 厚木市
編集 市民福祉部 地域包括ケア推進課
〒243-8511 厚木市中町3丁目 17番 17号
TEL 046（225）2200
URL <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

表紙のイラストは、市内の就労継続支援B型事業所を利用する障がいのある方に作成いただいたものです。また、本書につきましても、厚木市役所の障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）で製本したものです。